

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

目次	ページ
告 示	
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	7
○土地改良事業の施行の協議の適否の決定..... (農業施設管理課)	7
○土地改良事業の工事の完了の届出..... (農業施設管理課)	7
○遊漁規則の認可..... (漁業管理課)	8
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	9
○道路の供用の開始..... (道路課)	9
○都市計画事業の事業計画の変更の認可..... (都市環境課)	9

支庁告示

○貸金業法の規定による貸金業者の登録の取消し.....	10
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	10

道選挙管理委員会告示

○政治団体の収支報告書の要旨の公表.....	10
------------------------	----

道労働委員会訓令

○北海道労働委員会事務局事務取扱規程の一部を改正する訓令.....	11
-----------------------------------	----

道公安委員会規則

○北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則.....	11
○北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則.....	11

告 示

北海道告示第136号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、道営土地改良(美幌稲都地区畑地帯総合整備[担い手支援型](区画整理、暗きょ排水、土層改良))事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道網走支庁に備え置いて、平成20年3月11日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをするこ

とができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年3月7日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第137号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業の施行の協議について審査の結果、適当と決定した。

その関係書類は、平成20年3月11日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成20年3月7日

北海道知事 高橋 はるみ

事業主体名	地区名	事業の種類	縦覧場所
栗山町	共和中里	基盤整備促進[基盤整備](農業用道路)	北海道空知支庁
別海町	東北栄南	同	北海道根室支庁

北海道告示第138号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。

平成20年3月7日

北海道知事 高橋 はるみ

事業主体名	地区名	事業の種類	完了年月日
北見市	本沢	災害復旧(農業用施設)	平成19.3.20
同	富里1	同	同
同	富里2	同	同
同	富里3	同	同
同	瑞穂1	同	同
同	瑞穂2	同	同
同	北陽3	同	同
同	北陽4	同	同
同	常呂日吉1	同(農地)	同 18.12.11
同	常呂日吉2	同	同
同	北陽1	同	同

北見市	北陽	2	災害復旧(農地)	平成18.12.11
同	富里	4	同	同 19. 8.31
紋別市	奥東	同	(農業用施設)	同 19. 3.29
同	上藻別	同	(農地)	同 19. 7.20
津別町	高台	1	同(農業用施設)	同 19. 2. 2
同	高台	2	同	同 19. 2. 5
同	高台	3	同	同
同	高台	4	同	同
同	最上	1	同	同 19. 3.20
同	最上	2	同	同
同	最上	3	同	同
同	最上	4	同	同
同	大昭	1	同	同
同	大昭	2	同	同
訓子府町	高園	同	同	同 19. 3. 9
同	北栄	1	同	同 19. 2.28
同	北栄	2	同	同 19. 3. 9
同	豊坂	同	同	同 19. 2.28
同	協成	1	同	同
佐呂間町	西富	同	(農地)	同 19. 6.29
同	栃木	同	同	同
同	仁倉	同	同	同 19. 9.28
同	若佐	同	同	同 19. 6.29
遠軽町	南の沢	同	(農業用施設)	同 19.10.25
同	社名淵	同	(農地)	同 19.10.10
同	美山	同	同	同
同	豊原	2	同	同 19. 9.10
同	岩戸	同	同	同
同	豊原	1	[農地]	同 19.12.10
湧別町	西芭露	1	同(農業用施設)	同 19. 3.20
同	西芭露	2	同	同 19. 8.31
同	西芭露	4	同	同 19. 3.20
同	西芭露	5	同	同
同	西芭露	6	同	同 19. 8.31
同	西芭露	7	同	同 19. 3.20

同	西芭露	8	同	同
西興部村	上藻	1	同	同 19. 3.19
同	上藻	2	同	同 19. 7.10
同	上藻	3	同	同 19. 8.20
同	忍路子	同	同	同 19. 9.20
大空町	大進	同	基盤整備促進[基盤整備](農道)	同 19. 8. 6

北海道告示第139号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第1項の規定により、次のとおり遊漁規則を認可した。

平成20年3月7日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 漁業権者の名称及び住所 支笏湖漁業協同組合 千歳市支笏湖温泉番外地
- 2 漁業権の免許番号 石内共第3号
- 3 遊漁についての制限の範囲
 - (1) 漁具の制限 ひめます 船釣・陸釣(1人につき竿^{さお}7本以内、針数は竿1本当たり3個以内)
 - (2) 遊漁期間 ひめます 6月1日から8月31日まで(6月は午前3時00分から午後7時30分まで、7月は午前3時30分から午後7時30分まで、8月は午前4時00分から午後7時00分まで)
 - (3) 遊漁の制限 組合がひめますの繁殖保護上必要と認めて組合員が行う採捕を中止させた場合及び遊漁期間の開始前に組合員が行う採捕区域及び採捕期間を更に制限した場合は、組合員に課された制限の範囲内において、遊漁を制限することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。
 - (4) 遊漁禁止区域 次の点アとイ、ウとエ及びオとカをそれぞれ結んだ線とイとウ、エとオ及びカとアの間における最大高水時湖岸線とによって囲まれた区域(千歳川のうち、湖口から滝の上えん堤に至る部分を含む。)
 - 点ア 紋別岳山頂と風不死岳山頂とを結んだ線と最大高水時湖岸線(北側)との交点
 - 点イ 紋別岳山頂と風不死岳山頂とを結んだ線と最大高水時湖岸線(南側)との交点
 - 点ウ 多武古峰山頂(通称:砥石山)とオコタン大崎西端とを結んだ線と最大高水時湖岸線(南側)との交点

点工 オコタン大崎西端
点才 大崎の鼻
点力 大崎の鼻と紋別岳山頂とを結んだ線と最大高水時湖岸線
(東側)との交点

4 遊漁料の額及びその納付の方法

- (1) 遊漁料の額 ひめます 船釣 1日(日券)1,600円、3ヶ月(シーズン券)
28,000円、回数券(12回分)16,000円
陸釣 1日(日券) 800円、3ヶ月(シーズン券)
14,000円

(2) 納付場所

納付の場所は次のとおりとする。ただし、遊漁する場所において漁場監視員に前項の遊漁料に100円を付加して納付する場合は、この限りでない。

- ア 支笏湖漁業協同組合事務所 千歳市支笏湖温泉番外地
イ (株)支笏湖観光センター 千歳市幌美内
ウ 支笏湖観光運輸(株) 千歳市奥潭
エ 支笏湖ポートハウス 千歳市モラップ
オ 支笏湖ポートハウス 千歳市美笛

5 遊漁承認証に関する事項 遊漁料を納付したときに交付される遊漁承認証は、遊漁の際の携帯義務及び譲渡又は貸与の禁止の制限がある。

6 遊漁に際し守るべき事項

- (1) 遊漁者は、相互に適当な間隔を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
(2) 遊漁者は、漁場監視員からこの規則の励行に関して必要な指示を受けた場合は、これに従わなければならない。

7 漁場監視員に関する事項

- (1) 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。
(2) 漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する帽子又は腕章をつけるものとする。

8 違反者に対する措置に関する事項 直ちにその者に遊漁の停止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒むことができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

9 遊漁規則の施行日 平成20年3月1日

北海道告示第140号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成20年3月7日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 札幌市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
2 保安林として指定された目的 水源のかん養
3 解除の理由 指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び札幌市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第141号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道釧路土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年3月7日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日
道道 中標津標茶線 川上郡標茶町開運1丁目1番2地先から川上郡標茶町開運1丁目1番1地先(一般国道391号
交点)まで

北海道告示第142号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成20年3月7日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 施行者の名称 札幌市
(2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業(3・5・156号清田・真栄通)
(3) 事業施行期間 平成15年8月1日から平成22年3月31日まで
(4) 事業地 収用の部分 変更なし
2(1) 施行者の名称 札幌市
(2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業(3・4・199号新琴似6番通)
(3) 事業施行期間 平成13年4月13日から平成23年3月31日まで
(4) 事業地 収用の部分 変更なし

- 3(1) 施 行 者 の 名 称 札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業(3・6・82号厚別川右岸通)
- (3) 事 業 施 行 期 間 平成16年7月6日から平成22年3月31日まで
- (4) 事 業 地 収 用 の 部 分 変更なし
- 4(1) 施 行 者 の 名 称 札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業(3・4・181号新発寒通及び3・4・180号西宮の沢・新発寒通)
- (3) 事 業 施 行 期 間 平成12年4月7日から平成23年3月31日まで
- (4) 事 業 地 収 用 の 部 分 変更なし
- 5(1) 施 行 者 の 名 称 札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業(3・4・179号北郷通)
- (3) 事 業 施 行 期 間 平成12年4月7日から平成22年3月31日まで
- (4) 事 業 地 収 用 の 部 分 変更なし
- 6(1) 施 行 者 の 名 称 札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業(3・4・179号北郷通)
- (3) 事 業 施 行 期 間 平成16年5月28日から平成22年3月31日まで
- (4) 事 業 地 収 用 の 部 分 変更なし

支 庁 告 示

北海道石狩支庁告示第4号

貸金業法(昭和58年法律第32号)第24条の6の6第1項の規定により、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成20年3月7日

北海道石狩支庁長 日 野 健 一

- 1(1) 住 所 札幌市中央区南9条西6丁目421番地 ナインスアベニュー704号
- (2) 名 称 エール
- (3) 氏 名 佐々木憲一
- (4) 登 録 番 号 北海道知事(1)石第02922号
- (5) 登 録 取 消 年 月 日 平成20年2月26日
- 2(1) 住 所 札幌市北区新川4条8丁目12番21号

- (2) 名 称 ウィル
- (3) 氏 名 太田 寛
- (4) 登 録 番 号 北海道知事(1)石第02973号
- (5) 登 録 取 消 年 月 日 平成20年2月26日

北海道後志支庁告示第20号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成20年3月7日

北海道後志支庁長 宮 木 康 二

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 2台
- 2 落札を決定した日
平成20年2月25日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 有限会社日進堂
(2) 住 所 虻田郡倶知安町北1条西2丁目13
- 4 落札金額
210,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成20年1月11日付け北海道後志支庁告示第1号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道後志支庁地域振興部総務課
(2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

北海道選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第20条第1項の規定に基づき、同法第12条第1項及び同法第17条第1項の規定による政治団体の収入及び支出に関する報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び各支所に備え置いて一般の閲覧に供する。
平成20年3月7日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

道 労 働 委 員 会 訓 令

北海道労働委員会訓令第1号

北海道労働委員会事務局事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成20年3月7日

北海道労働委員会会長 曾 根 理 之

北海道労働委員会事務局事務取扱規程の一部を改正する訓令

北海道労働委員会事務局事務取扱規程（平成11年北海道地方労働委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第36条を次のように改める。
（文書の分類及び保存期間）

第36条 事務局長は、事務局の事務に応じた文書分類表を作成しなければならない。

2 事務局長は、前項の規定により文書分類表を作成するときは、各分類項目に属する、処理が完結した事案に係る文書（以下「完結文書」という。）の保存期間を、併せて定めるものとする。

第60条中「別表第4」を「別表第3」に改める。
別表第3を削り、別表第4を別表第3とする。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

道 公 安 委 員 会 規 則

北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年3月7日

北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子

北海道公安委員会規則第1号

北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

北海道警察の組織に関する規則（昭和40年北海道公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。
第1条の2第1項中「法第55条第1項」を「警察法第55条第1項」に改める。
第3条の6第1項中「本条」を「この条」に改める。
第18条の2第6号中「少年事案の」を削る。
第19条の2及び第20条の8第2項中「銃器薬物対策課」を「薬物銃器対策課」に改める。

第20条の18（見出しを含む。）中「銃器薬物対策課」を「薬物銃器対策課」に改め、同条第1号中「銃器薬物対策」を「薬物銃器対策」に改める。

第27条第1号イ中「極左的主張」を「政治上」に改め、「いう。」の次に「第36条の4第2項において同じ。」を加える。

第30条第1項中「本条」を「この条」に改める。

第36条の4を第36条の5とし、第36条の3の次に次の1条を加える。
（国際テロリズム対策室）

第36条の4 警備部外事課に、国際テロリズム対策室を附置する。

2 国際テロリズム対策室においては、外国人又は活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズムの対策に関する事務を行う。

第37条の2第1項中「（以下「市警察部」という。）」を削り、同条第2項第3号中「市警察部」を「札幌市警察部」に改める。

第38条中「以下」の次に「この章において」を加える。

第42条の3第2項中「第40条の2第5項に規定する」及び「のうち、柔道、剣道及び逮捕術」を削る。

第45条第1項中「本条」を「この条」に改める。

第46条第2項及び第47条の2第3項中「銃器薬物対策課」を「薬物銃器対策課」に改める。
第48条中「本条」を「この条」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年3月7日

北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子

北海道公安委員会規則第2号

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則（昭和32年北海道公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区 分	警 察 官					警察官以 外の職員	合 計
	警 視	警 部	警部補及び 巡査部長	巡 査	計		
組織別							

北海道警察本部	179	252	1,170	408	2,009	561	2,570	
札幌市警察部	(3)	(1)	(3)		(7)	(3)	(10)	
北海道警察学校	12	14	44	300	370	41	411	
札幌方面警察署	101	209	2,273	1,548	4,131	270	4,401	
計	292	475	3,487	2,256	6,510	872	7,382	
函館方面	本 部	22	33	146	35	236	64	300
	警 察 署	18	41	394	201	654	51	705
	計	40	74	540	236	890	115	1,005
旭川方面	本 部	22	33	167	51	273	70	343
	警 察 署	26	60	590	280	956	82	1,038
	計	48	93	757	331	1,229	152	1,381
釧路方面	本 部	25	41	186	42	294	70	364
	警 察 署	19	48	518	294	879	68	947
	計	44	89	704	336	1,173	138	1,311
北見方面	本 部	17	31	96	22	166	50	216
	警 察 署	15	29	259	118	421	36	457
	計	32	60	355	140	587	86	673
合 計	456	791	5,843	3,299	10,389	1,363	11,752	

注1 警察教養施設において、新任者として訓練中の者の定員は、北海道警察学校に含める。

2 札幌市警察部の定員は、兼任制のため内数による再掲である。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。